

事 項	計 画 の 概 要	推 進 状 況
<p>(5)科学技術・文化面での 貢献</p>	<p>①科学技術の発展を通じた国際貢献</p> <p>②地球的規模の環境保全問題への対応等国際問題研究開発の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学術審議会建議「学術研究振興のための新たな方策について」（元.7 19） 独創的・先駆的な学術研究、先端技術分野の創出の基盤となる学術研究、国際共同研究等の推進を図るため、新プログラム方式による大型研究の推進を提言。 ○ 科学技術会議が、科学技術による国際貢献の基本的な考え方を示した「国際問題懇談会報告書」をとりまとめ（2.12） 我が国科学技術振興のためにも、グローバリズム的考え方が重要であり、国際貢献の推進が必要と提言。 ○ 科学技術会議政策委員会「平成3年度科学技術振興に関する重点指針」（2.6.14） 基礎的・先導的な科学技術の推進及び創造的人材の充実、地球環境問題への対応等国際交流・協力の拡充、科学技術振興基盤の強化及び研究交流の促進を重点とした平成3年度の施策を実施するよう提言。 ○ ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム事業実施のため、国際ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム機構をフランス・ストラスブールに設置（元.10.30） ○ 地球的規模の環境問題に関する施策の効果的・総合的推進を図るため、地球環境保全に関する関係閣僚会議を設置（元.5.12） 第4回会議（2.10.23）において、温室効果ガスの排出抑制目標や官民挙げての温暖化防止に向けての取り組みを示した、「地球温暖化防止行動計画」を策定。 ○ 国際連合環境計画（UNEP）の協力を得て「地球環境保全に関する東京会議」を開催（元.9.11～9.13） ○ 大気汚染及び気候変動に関する閣僚会議を開催 大気汚染及び気候変動に関する閣僚会議（オランダ・ノールトヴェイクにおいて68ヶ国、11国際機関が参加、我が国は環境庁長官が出席）において炭酸ガスの排出量について先進工業国が一定の水準に安定化させることを盛り込んだ「ノールトヴェイク宣言」に合意（元.11.7）。

事 項	計 画 の 概 要	推 進 状 況
	<p>③国際的に必要性の高い研究設備の充実と外国への利用機会の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）における報告書の取りまとめ 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）において、科学的知見の評価（第一作業部会）、環境的社会的経済的影響評価（第二作業部会）、対応戦略（第三作業部会）における報告書を取りまとめ（2.8.31）。 ○ 科学技術会議答申「地球科学技術に関する研究開発基本計画」（2.6.14） 今後10年程度を展望した地球科学技術に関する研究開発を推進するにあたっての基本的考え方を規定。 ○ 気候変動枠組み条約交渉会議（3.2、6、9） 1992年6月の「環境と開発に関する国連会議」の会期中における、気候変動に関する枠組み条約の署名に向け、2つの作業部会により検討中。 ○ 地球環境への負荷がより少ない方法で社会経済活動を営む施策の一環として、資源の有効利用、廃棄物発生抑制及び環境の保全に関する「再生資源の利用の促進に関する法律」を制定、公布（3.4） ○ 3年度地球環境保全関係予算として、17省庁総額4,808億円（前年比6.3%増）確保 ○ シニアフォレター会議の開催及び横浜林業宣言の採択（3.7.23～26） 国際熱帯木材機関（ITTO）の協力を得て、熱帯林の保全と持続可能な森林経営の確立に向け、世界の森林、林業の専門家が参加（42ヵ国、12国際機関）する国際会議を横浜で開催。 ○ 地下無重力環境実験センター、イオン工学センター、鉱工業海洋生物利用技術研究センター、レーザー応用工学センター、超高温材料研究センターを設置し、内外の研究者に広く開放（元年度～） ○ 核融合科学研究所を設置し、内外の研究者に広く開放（元.5.29）

事 項	計 画 の 概 要	推 進 状 況
	<p>④外国人研究者の受入れ及び研究者の交流の促進</p> <p>⑤政府資金を投入して得られた成果の対外提供の促進</p> <p>⑥教育面における国際交流の推進等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際研究協力、国際研究交流支援、研究者養成事業を実施するため、新エネルギー・産業技術総合開発機構の付置機関として、国際産業技術交流センターを設置（元. 4. 1） ○ 外国人を含む国際共同研究への助成及び国立試験研究所等での研究への外国人参加の拡充 ○ 新技術事業団による国際研究交流促進事業を開始（元. 10. 1） ○ 日本科学技術情報センターにおいて、政府関係文献、公的試験研究機関の実施する研究情報等（いわゆるグレイリテラチャー）の英文データベースを作成し、国際流通を促進（2年度） ○ 国際文化交流に関する懇談会（総理大臣の懇談会）（63. 5. 19 設置）の最終報告（元. 5. 19） 我が国の国際文化交流強化の方策に関する報告。政府による国際文化交流行動計画の策定等を提言。 ○ 国際文化交流推進会議「国際文化交流行動計画」策定（元. 9. 14） 日本語教育・日本研究に対する協力、芸術文化交流・文化遺産保存協力・学术交流の充実と基盤の強化、視聴覚媒体等の活用による情報提供、知的交流・国際理解教育の推進、国際交流基金の活動基盤の強化・事業の拡充等の基本施策を決定。 ○ 第1回国際文化交流推進に関する閣僚懇談会の開催（元. 9. 19） 国際文化交流推進に関する当面の諸問題について随時の懇談を行うため、関係閣僚による懇談会を開催。 ○ 学習指導要領改訂（元. 3） <ul style="list-style-type: none"> ・ 国語、外国語の教材選定の観点のひとつとして国際理解を明示。 ・ 小・中の社会科においても国際理解を重視、高等学校地理歴史科で世界史で世界史を必修。 ・ 外国語において、コミュニケーション能力の一層の育成を重視。 ・ 道徳・特別活動において世界の中の日本人の育成に配慮。

事 項	計 画 の 概 要	推 進 状 況
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）の拡充 外国語教育の一層の充実等を図るため、平成3年度において約2,900人を招致。 ○ 国際交流ディレクターの派遣（平成2年～） 現地社会との教育・文化・スポーツを通じた交流活動及び国際理解に関する指導を積極的に展開するため、日本人学校等に国際交流ディレクターを派遣。 ○ 留学生受入れ体制の整備充実 21世紀初頭における10万人の留学生受入れを目途に、国費留学生の計画的拡充、私費留学生のための学習奨励費の拡充、大学における指導援助体制の整備、留学生宿舎の安定的確保、海外における日本留学情報提供の充実等を推進。（昭和62年5月…2万2千人、平成2年5月…4万1千人） ○ 青年海外協力隊事業の拡充 63年度は新規派遣隊員定員30名増の910名を派遣。元年度は新規派遣隊員定員30名増の940名を派遣。2年度は新規派遣隊員定員30名増の970名を派遣。3年度は新規派遣隊員定員30名増の1000名を派遣。 ○ 諸外国の中等教育施設において、日本語指導、日本文化の紹介等を行うため、公立の中・高等学校の教師を派遣する「外国教育施設日本語指導教員派遣事業（REX計画）」を平成2年度より開始。（派遣教員：平成2年度13名、平成3年度20名） ○ 海外における日本語に対する需要に応えるとともに、日本語教師の育成の一環として、大学の日本語教員養成課程卒業者等の青年を派遣する「青年日本語教師派遣事業（TAP計画）」を平成2年度より開始。（平成2年度：米、豪、平成3年度：加、ニュージーランドにも拡大予定）。 ○ 日本語教育施設の審査事業の認定に関する規定の整備 日本語教育施設の教育条件等について行う審査事業を文部大臣が認定する制度を創設。（元.10.3,文部省告示）

事 項	計 画 の 概 要	推 進 状 況
	<p>⑦文化交流を通じて諸外国との相互理解を深め幅広い関係を構築。</p> <p>⑧外国人の受け入れ問題に対する対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際交流基金の活動基盤の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・定員の増加：昭和63年度 138名，平成3年度 189名。 ・海外拠点数の増加：昭和63年度11カ所，平成3年度14カ所。 ○ 米国・スミソニアン研究機構との間で東アジアの文化財の保存修復に関する調査研究の実施（元年～） ○ 「文化遺跡保存日本信託基金」を設立（元.8） 世界の文化遺産の保存・修復に協力するため、ユネスコに「文化遺跡保存日本信託基金」を設立。平成3年度までに計 800万ドルを拠出。 ○ NGOに対する支援 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄付の委託に関する法律の制定。（3.6.21施行、3.1月取扱開始） ○ 放送番組国際交流センターの設立（3.4.26） 国際番組ライブラリーの運営を通じて、放送事業者が行う番組の海外提供活動を促進。 ○ 出入国管理及び難民認定法の改正（2.6.1 施行） 在留資格の新設を含む整備・拡充、上陸審査の基準の公表および審査手続きの簡易・迅速化並びに不法就労対策等を内容とする法律を施行。 専門的な技術・技能・知識等を有する外国人の受け入れを拡大するとともに、入国の制度の透明化を促進。 なお、外国人労働者問題については、改正された「出入国管理及び難民認定法」の適正かつ円滑な施行に努めるとともに、今後の状況の推移も踏まえ、幅広い観点から、引き続き検討中。 ○ 外国人労働者問題関係省庁連絡会議での政策検討 関係17省庁の局長レベルによる連絡会議において、外国人労働者を中心とする外国人受け入れに関する諸問題について引き続き検討中。 ○ 外国人労働者問題に関する閣僚懇談会の開催 外国人労働者に関する諸問題について随時の懇談を行うため、関係閣僚による懇談会を開催。

事 項	計 画 の 概 要	推 進 状 況
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 第6次雇用対策基本計画の策定（63.6.17閣議決定） 専門的・技術的な能力等を有する外国人労働者は可能な限り受け入れる方向で対処することとするが、いわゆる単純労働者の受入れについては、十分慎重に対応することを提言。 ○ 外国人労働者問題に関する調査検討のための懇談会（労働大臣の懇談会）報告（63.12.9） 外国人労働者の受入れの在り方と、これに関する制度整備の在り方について、意見を発表。

事 項	計 画 の 概 要	進 捗 状 況
IV. 経済社会の基盤整備 1. 社会資本整備の推進 (1) 整備の基本的方向	① 社会資本の着実な整備の推進 ② 多極分散促進のための高速交通ネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共投資基本計画 (2. 6. 28閣議了解) <ul style="list-style-type: none"> ・ 21世紀に向けて着実に社会資本整備の充実を図っていくための指針。 ・ 今後の公共投資に関する枠組み及び基本方向を総合的に示すもの。 ・ 計画期間 平成3年度から12年度。 ・ 計画期間中の公共投資総額をおおむね430兆円とする。 ・ 公共投資のうち「生活環境・文化機能に係わるもの」の割合を計画期間中60%程度を目処に増加させる。 ○ 生活関連重点化枠の設定 (2. 7. 27閣議了解「平成3年度の概算要求について」) <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活に密接に関連する投資的経費について、各省庁の要望を踏まえ、予算編成過程において「生活関連重点化枠」として、総額2,000億円の範囲内で追加(4年度予算概算要求基準でも設定)。 ○ 公共投資充実臨時特別措置の設定 (3. 7. 5 閣議了解「平成4年度の概算要求について」) <ul style="list-style-type: none"> ・ 「公共投資基本計画」等の着実な実施に資する投資的経費について、「公共投資充実臨時特別措置」として、総額2,000億円の範囲内で要求額に加算。 ○ 運輸政策審議会答申「21世紀に向けての90年代の交通政策の基本的課題への対応について」(2. 12、3. 5、3. 6) <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民生活・意識の高度化・多様化、高齢化の進行、産業構造・地域構造の変化等による我が国経済社会の変化に対応した、1990年代の交通政策の目指すべき方向について提言。 ① 幹線道路網の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○ 第10次道路整備5箇年計画の推進 (63. 5. 27 閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画期間 昭和63年度～平成4年度。 ・ 総投資規模 530,000億円(対前期計画39%増)。 ・ 進捗率 78.3%。(平成3年度まで) ○ 国土開発幹線自動車道建設審議会の議を経て、第2東名、名神高速道路等1,364kmの新たな基本計画を策定。(元. 1. 31)

事 項	計 画 の 概 要	進 捗 状 況
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 高規格幹線道路の整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・平成3年度内には、5,000 kmを超える高速道路網を形成。 (横手～秋田 56km等、286 kmを平成3年度新たに供用) ○ 道路法等の改正 (元. 11. 22施行) (I. 1. (1)②参照) ②航空網の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○ 第6次空港整備5箇年計画の推進 (3. 11. 29 閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間 平成3年度～平成7年度。 ・総投資規模 31,900億円。(対前期計画66%増) ③鉄道網の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○ 整備新幹線について <ul style="list-style-type: none"> ・「平成元年度予算編成にあたっての整備新幹線の取扱いについて」(元1. 17政府与党申合わせ)により、北陸新幹線 高崎～軽井沢間の平成元年度本格的着工(元. 8. 2)、建設費の負担率(国及び地域50%、JR50%)等を決定。 ・「整備新幹線着工等についての政府・与党申合わせ」(2. 12. 24 4政府与党申合わせ)により、北陸新幹線 軽井沢～長野間(3. 9. 17着工)、東北新幹線 盛岡～青森間(3. 9. 4 着工)、九州新幹線 八代～西鹿児島間(3. 9. 7 着工)の平成3年度本格的着工等を決定。 ○ 特殊法人「鉄道整備基金」の設立 (3. 10. 1～) <ul style="list-style-type: none"> ・新幹線鉄道による全国的な鉄道網の一部を暫定的に構成する新幹線鉄道に準ずる高速鉄道の円滑な整備を図るため、その建設に係る手続き及び財政上の措置等について定める必要から「全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律」を制定。(3. 4. 26公布) ・新幹線鉄道、幹線鉄道及び都市鉄道の計画的かつ着実な整備を促進する等のため、鉄道事業に対する助成を総合的にかつ効率的に行う目的で、鉄道整備基金法を制定。(3. 4. 26公布)

事 項	計 画 の 概 要	進 捗 状 況
	<p>③豊かさを実感できる経済社会の実現のための国民生活基盤の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 超伝導磁気浮上式鉄道の山梨新実験線の建設に着手 (2. 11. 28) <ul style="list-style-type: none"> ・新実験線延長 約43km ④ 海上交通網の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○ 第8次港湾整備5箇年計画の推進 (3. 11. 29 閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間 平成3年度～平成7年度。 ・総投資規模 57,000億円。(対前期計画30%増) ① 国民の生命、財産の安全を守るための国土基盤整備 <ul style="list-style-type: none"> ○ 第5次海岸5箇年計画の推進 (3. 11. 29 閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間 平成3年度～平成7年度。 ・総投資規模 13,000億円。(対前期計画30%増) ○ 第2次急傾斜地崩壊対策事業5箇年計画の推進 (63. 5. 27 閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間 昭和63年度～平成4年度。 ・総投資規模 8,000 億円。(対前期計画45%増) ○ 河川審議会答申「今後の河川整備はいかにあるべきか」 (3. 12. 6) <ul style="list-style-type: none"> ・安全な社会基盤の形成。 ・水と緑豊かな生活環境の創造。 ・超過洪水、異常濁水等に備える危機管理施策の展開。 ○ 河川法の改正 (3. 5. 2 公布) <ul style="list-style-type: none"> ・計画高水量を超える流量の洪水の作用に対して耐えることができる規格構造を有し、堤体上での通常の土地利用が可能な高規格堤防の整備の円滑な推進を図るため、高規格堤防に係る一定の区域における工作物の新築等に対する規制の緩和等を行う。 ② 国民生活の快適さや利便性の向上を目指した生活環境基盤、地域交通基盤整備 <ul style="list-style-type: none"> ○ 第7次下水道整備五箇年計画の推進 (3. 11. 29 閣議決定) (I-1(3)⑤参照)

事 項	計 画 の 概 要	進 捗 状 況
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 第5次都市公園等整備五箇年計画の推進 (3. 11. 29 閣議決定) (I-2(2)③参照) ○ 第六期住宅建設五箇年計画の推進 (3. 3. 8 閣議決定) (I-1参照) ○ 生活環境審議会答申「今後の水道の質的向上のための方策について」 (2. 11. 19) すべての国民への水道施設の整備、安定性が高くかつ安全な水道の構築を提言。 ○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正 (3. 10. 5公布) 廃棄物の減量化・再生の推進、適正処理の確保、処理施設の確保。 ○ 第7次廃棄物処理施設整備計画 (3. 11. 29 閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間 平成3年度～7年度。 ・総投資規模28,300億円。(対前期計画45%増) ○ 第5次特定交通安全施設等整備事業五箇年計画の推進 (3. 11. 29 閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間 平成3年度～平成7年度。 ・総投資規模 20,150億円。(対前期計画36%増) ○ 道路交通法の改正 (3. 1. 1 施行) <ul style="list-style-type: none"> ・違法駐車の中かでも特に危険性、迷惑性の高い放置行為の防止を図るなど、交通の安全及び円滑の確保。 ○ 自動車の保管場所の確保等に関する法律の改正 (3. 7. 1 施行) <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の所有者の保管場所確保義務の履行をより確実にするための各種制度を設けることにより、道路使用の適正化、道路における危険の防止及び道路交通の円滑化の促進。